

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）（平成28年6月）提案事項への取組状況

	提案事項	取組状況
1. 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実	(1) 「拠点校」等を中心とした指導体制の構築	
	1. 拠点校等の事例・モデルの把握・普及（特に散在地域）	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の必須項目として実施。散在地域への支援が可能となるよう体制整備が進められている。（R元年度 71自治体が実施）
	2. 管理職・教員・支援員等への研修機会の付与などの体制整備	・文部科学省において、大学、教育委員会、学校等における外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修に資する体系的な「モデルプログラム」を開発（2017年度～2019年度） ・独立行政法人教職員支援機構主催の管理職・教員を対象とした「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を実施 ・地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修に文部科学省が委嘱した日本語指導アドバイザーを派遣（令和元年度～）
	(2) 地域のNPO、国際交流協会、大学、社会教育・福祉等の関係機関との連携体制の構築	
	1. 地域のNPO、大学、社会教育、福祉等の関係機関等との連携・協働の促進	・高校等が、地域のNPOや企業などの関係団体等と連携し、外国人高校生に対して包括的な支援を行う取組に対して支援（きめ細事業）（R元年度 6自治体が実施）
	2. 「定住外国人の子供の就学促進事業」の充実・強化	・令和元年度予算において、対前年度37百万円増の80百万円を確保 都道府県、特別区及び市町村のみでなく、複数の特別区又は市町村を構成員とする協議会も本事業における補助事業者の対象とすることで、広域的な地域の連携に対する支援も行っている。
	(3) 外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充	
	1. 日本語指導・教科指導・生活指導・支援員のコーディネート等の役割を果たす、外国人児童生徒等を担当する教員の配置の充実	・平成29年3月に義務標準法を改正。それまで、加配定数であった日本語指導のための教員定数を10年間で計画的に基礎定数化し、令和8年度には、日本語指導が必要な児童生徒18人に1名の教員を基礎定数として配置 (参考) 日本語能力に応じた特別の指導のための教員定数 平成28年度 1,410人(加配) 平成29年度 1,457人(基礎+加配) (+47人) 平成30年度 1,515人(基礎+加配) (+58人) 令和元年度 1,583人(基礎+加配) (+68人)

	(4) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の人材確保・配置の推進	
	1. 日本語指導支援員や母語支援員の配置を促進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして日本語指導支援員や母語支援員の配置を支援（R元年度 60自治体が実施）
	2. 日本語指導支援員や母語支援員となり得る地域の人材ネットワーク形成を促進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」において、地域の人材機関（国際交流ラウンジ、国際交流協会）と連携した取組に対しても支援
2. 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保	(1) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成及び現職教員の研修の充実	
	1. 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修のモデル・プログラムの開発・普及	・文部科学省において、大学、教育委員会、学校等における外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修に資する体系的な「モデルプログラム」を開発（2017年度～2019年度）
	2. 教員養成系大学等における外国人児童生徒等教育の関係科目の設置の推進・普及	・「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて－国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書－」（平成29年8月29日）において、特別な支援を必要とする児童生徒や外国人の児童生徒の対応など、実際の教育現場で直面する教育課題等のニーズを踏まえた教員養成カリキュラムとするよう周知を図った（2016年度～）
	3. 初任者研修・中堅教諭等資質向上研修（十年研修）・免許状更新講習等における外国人児童生徒等教育に関連する研修内容の充実	※都道府県、大学等への提言
	4. 外国人児童生徒等に携わる教員や支援員に必要な能力や資格等の在り方について検討	・児童生徒等に対する日本語教師（初任）に求められる資質・能力（「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」平成31年3月4日文化審議会国語分科会）
	5. 教職大学院等と連携した現職教員の専門性養成のための研修プログラム（履修証明等）の構築を促進	※都道府県、大学等への提言
	(2) 外国人児童生徒等教育に関する専門性・意欲を有する教員の採用・配置 ※都道府県への提言	

(3) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の養成	
1. 支援員に対する研修を行う都道府県等への取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修に文部科学省が委嘱した日本語指導アドバイザーを派遣（令和元年度～） ・文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示された児童生徒等に対する日本語教師（初任）に求められる資質・能力及び教育内容、モデルカリキュラムに基づき、日本語教師を対象とした研修カリキュラム開発事業を実施（令和元年度～）
2. 支援員として学校に参画していくために必要な基礎的な資質・能力の在り方について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省において、大学、教育委員会、学校等における外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修に資する体系的な「モデルプログラム」を開発（2017年度～2019年度）しており、支援員に対する研修プログラムも提示。
3. 日本語指導や母語支援員に対し、学齢期の児童生徒の日本語・教科・生活上指導上の基礎知識に関する研修機会の充実（都道府県が行う研修への支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修に文部科学省が委嘱した日本語指導アドバイザーを派遣（令和元年度～）

3. 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実	(1) 「JSLカリキュラム」及び「特別の教育課程」による指導の普及	
	1. 専門的知識が十分でない学校・教員が「JSLカリキュラム」による指導を行うため、指針、手引き、教材等の必要な情報をパッケージとして提示	かすたねっとや「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」による情報提供を実施
	2. 「特別の教育課程」の利点を積極的に発信。	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の必須項目として実施。（R元年度 7 1自治体が実施）
	3. 「特別の教育課程」を実施するにあたり、教員が個別の指導計画の策定、学習評価を円滑に行うことができるよう先進的な事例に関する情報を発信	・「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」（平成31年3月改定）において、先進的な取組例を記載
	4. 小・中・高校段階における指導内容の検討（母語を介した教科指導、学び直しのための日本語・教科指導）	・引き続き検討
	5. 日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる学校・教員が行うべき指導上の配慮事項を示すとともに周知を図る	・「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」において、学校の管理者・日本語指導担当教員・在籍学級担任・教育委員会のそれぞれの役割について記載、その中で配慮事項等を明記
	(2) 就学前・初期段階からのきめ細かな初期日本語指導の実施	
	1. 市町村・学校が取組む初期日本語指導の取組に対する支援	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」において、初期日本語指導の取組に対しても支援
	2. 市町村・学校が幼稚園・保育所等と連携し、就学前段階1～3ヶ月程度、プレスクール等の初期指導教室における日本語指導を実施する取組に対する支援	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして「プレスクール」の取組に対して支援（R元年度 1 8自治体が実施）
	3. 乳幼児検診等の機会を捉え、保護者に対して家庭で母語や基礎的な日本語を育むことの重要性、学校生活に必要な日本語習得のための初期日本語指導の必要性の啓発活動を行う。また、親が受講できる地域の日本語教室の情報提供を行う	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして「親子日本語教室」の取組に対して支援（R元年度 9自治体が実施） ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁事業）により親子を対象とした日本語指導を含め支援
	(3) 外国人児童生徒等教育のための教材の充実	
	1. 各学校で開発・蓄積された教材の共有・活用の促進（教材検索サイト「かすたねっと」の機能改善・強化）	・平成30年度に見やすく、検索しやすいようにリニューアルを行った。引き続き、充実を図る

4. 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進	(1) 外国人の子供等の就学促進	
	1. 住民基本台帳の登録情報に基づく学齢簿に準じた書類の作成、就学案内の送付、域内の学校や外国人学校への在籍者との照合による継続的な就学状況の把握、不就学等の把握の観点からの戸別訪問実施。これら取組に対する支援。先進的な取組の他地域への普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）（平成31年3月15日）を发出 ・外国人の子供の就学状況等調査を実施（令和元年5月16日发出）。（義務教育諸学校や外国人学校に通う子供や不就学の状況にある子どもの人数、教育委員会において実施している就学の把握・促進のための取組、公立学校における指導充実のための取組について調査）調査結果を踏まえ、必要な施策について検討 ・「定住外国人の子供の就学促進事業」において、各自体が行う就学状況調査等の取組を支援
	2. 幼稚園・保育園等との連携による就学前からの日本語初期指導（プレスクール）等の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして「プレスクール」を支援（R元年度 18自治体が実施）
	3. 母語による支援やICTの活用、多言語による就学案内、多言語による「就学ガイドブック」の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして「母語による支援」、「ICTの活用」を支援（R元年度 18自治体（母語）、27自治体（ICT）が実施） ・外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）（平成31年3月15日）を发出 ・「かすたねっと」に掲載の就学案内 17言語（日本語含）に対応
	4. 日本語指導が必要な児童生徒であって、発達障害の可能性のある者への指導・支援の在り方についての専門家・専門機関等による研究について情報収集を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・母国の言語、教育制度や文化的背景に留意し、障害のある外国人の子供の就学先の決定が適切に行われるよう、地方公共団体への周知を行った（平成31年3月）。 ・発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の提供について実践研究を行い、その成果を普及する予定
	(2) 外国人児童性等の高校進学の促進	
	1. 県立高等学校等の入試における在留外国人生徒に対する「特別枠」の設定や学力検査における日本語能力への配慮等の取組を都道府県へ促す	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国生徒も含め、「特別枠」の設定や日本語能力への配慮等について、今後、通知等により都道府県に対して取組を促す予定
	2. 高等学校における日本語指導・教科指導の内容の改善・充実等、指導体制整備の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして、高校等が企業などの関係団体等と連携し、外国人高校生に対して包括的な支援を行う取組に対して支援（R元年度 6自治体が実施）
	3. 小・中学校段階での「JSLカリキュラム」等による指導内容や「特別の教育課程」による取組を高等学校段階への拡充に必要な検討に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き検討

(3) 外国人児童性等の社会的・経済的自立のための教育の推進	
1. 企業等と連携した外国人児童生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ等の取組の推進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして、高校等が企業などの関係団体等と連携し、外国人高校生に対して包括的な支援を行う取組に対して支援（R元年度 6自治体が実施）
2. 我が国の義務教育諸学校等で教育を受け進学・就職し、個性を生かして活躍している社会人・大学生・高校生が、在学中の外国人児童生徒等と交流する機会を設け、学びの動機づけを行う取組に対する支援	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」で支援は可能（P）
3. 夜間中学の設置促進、ハローワーク・労働局・企業等との連携による就学訓練機会や就学相談の機会等の拡大に関する取組に対する支援	・全ての都道府県に少なくとも1校が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての政令指定都市において夜間中学が設置されるよう新設基準に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援 ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして、高校等が企業などの関係団体等と連携し、外国人高校生に対して包括的な支援を行う取組に対して支援（R元年度 6自治体が実施）
4. 外国人児童生徒等が多数在籍の小・中学校においてイマージョン教育の検討等、外国人児童生徒等の個性を伸長するための特例的な学校の推進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして、共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究を実施する取組に対し支援（R元年度 9自治体が実施）
5. SGHの仕組みを活用し、定住外国人生徒・留学生・日本人生徒等を対象に、外国語による授業等によるグローバルリーダー育成のモデル校の推進	・グローバルリーダーを高等学校段階から育成に資する質の高いカリキュラムを開発・実践するスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業を引き続き実施するとともに、当該事業の指定校における留学生の積極的な受入を促進している。
6. 大学に進学した定住外国人学生等についても留学生・日本人学生と共に学びあう環境を充実させる等、それぞれの個性を伸長するための各大学の自主的な取組を促す	・スーパーグローバル大学創成支援事業（SGU）において、英語のみで卒業できるコースの設置、シラバスの英語化、外国語にも対応できる事務職員の高度化等大学の国際化により多様な学生がともに学べる環境整備に取り組んでいる。

※ 青字は再掲